

## 《 8 4 期 年間重点事項 》

### 1. 2025年度 全社安全衛生目標

- ※目標値
- ・ 度数率 0.40 以下
  - ・ 強度率 0.02 以下

### 2. 重点方針

- (1) 墜転落災害・飛来落下災害と重機（クレーン・車輛系）災害の根絶
- (2) 高温下での作業に伴う災害防止
- (3) 工事着手前のリスクアセスメント実施と作業手順の順守、変更の場合は再リスク実施
- (4) 健康及びメンタルヘルスに配慮した安全な職場環境の形成

### 3. 重点施策

- (1) 墜転落災害・飛来落下災害と重機（クレーン・車輛系）災害の根絶
  - ① 『開口部ゼロ』対策の完全実施と現地KY時の確実な点検、音声標識等の標準設置による注意喚起の強化（落下防止設備の先行設置と維持管理・使用前の点検の確実な実施）
  - ② 玉掛け作業時の『3・3・3運動』の定着及び吊荷直下の立入禁止の徹底
  - ③ 重機区画と誘導者配置の徹底と、作成した作業計画に基づいた確実な安全対策の実施
- (2) 高温下での作業に伴う災害防止
  - ① 健康KYによる健康状態把握と適正配置の実施（空調服着用・初期対応・救急要請のルール厳守）
  - ② WBGTに応じた休憩と水分・塩分補給の摂取（熱中症対策の環境整備）
  - ③ 声掛けにより注意力低下に伴う事故・災害の防止 熱中症発症時の適切な対応
- (3) 工事着手前のリスクアセスメント実施と作業手順の順守、変更の場合は再リスク実施
  - ① 安全基本3行動『ひと声かけ、現地KY、ひとりKY』実践の定着
  - ② 適切な指揮系統（安全衛生責任者・作業主任者・外国人指導員等）による安全管理の強化
  - ③ 外国人労働者の適正配置、作業中の指導及び作業確認の強化
  - ④ 化学物質リスクアセスメントによる確実なる低減措置の実践の自律型管理
- (4) 健康及びメンタルヘルスに配慮した安全な職場環境の形成
  - ① 残業時間抑制（4週8休）による心身の健康確保
  - ② 「健康経営宣言」に基づく快適な職場環境の整備（業務時間内禁煙・女性用トイレの設置等）
  - ③ 高齢作業員及び若年未熟練者の適正配置と作業内容の確認
  - ④ 法令違反の防止（法令順守の指導・「万が一の場合」の報告の徹底）

### 《年間スローガン》

**安全**： 養おう「見る目」と「気付く目」「予知する目」みんなで守る仲間の安全

**環境**： 分別・抑制・リサイクル 捨てない努力と出さない工夫

みんなで実践エコ活動 未来に届けSDGs

## 4. 目標を達成するための重点施策

### (1) 墜転落災害・飛来落下災害と重機（クレーン・車輛系）災害の根絶

- ① 『開口部ゼロ』対策の完全実施と現地KY時の確実な点検、音声標識等の標準設置による注意喚起の強化（落下防止設備の先行設置と維持管理・使用前の点検の確実な実施）

#### ■ 主な実施事項

- ・作業床の端部・開口部への手摺・安全ネット等、落下防止設備のタイムリーな設置と点検
- ・音声標識、指差呼称ポイントを効果的に設置し注意喚起を徹底する
- ・高所作業時の高さに応じた新基準墜落制止用器具の2丁掛け適正使用
- ・作業開始前の設備の点検と墜落・転落災害防止点検の実施（足場・作業構台・可搬式作業台等）

#### ※以下の点検を確実に実施する

- ・足場組立後の点検【足場・作業構台用等】組立、解体や変更後の元請と下請各々が点検
- ・足場等作業開始前の設備の点検【足場・作業構台用（荷受構台・架設通路）】
- ・異常気象後の点検【台風異常気象時の報告書・台風対策実施基準表兼報告書等の活用】
- ・墜落災害防止点検【墜落災害防止点検表（職長会パトロール時等の活用）】
- ・墜落制止用器具（安全帯）使用の徹底等

フルハーネス型墜落制止用器具の使用は、2 m以上の作業床が無い箇所又は作業床の端、開口部等で手摺等の設置が困難な箇所の作業、及び5 mを超える高さの作業、その他作業所長が指定する工事について使用する。なお、事業者責任として墜落制止用器具を使用させる場合には安全に取り付けるための設備の設置と、墜落制止用器具及び取り付け設備の異常の有無を随時点検すること。《安衛則 521 条》

- ② 玉掛け作業時の『3・3・3運動』の定着及び吊荷直下の立入禁止の徹底

#### ■ 主な実施事項

- ・揚重作業時は、荷崩れが無い安定した材料の集積方法で玉掛けを行うことを徹底する
  - ④ サポート揚重を行う際は、常に腰管側が外側になるように差込管側と交互に組む
  - ⑤ 1段毎に栈木等を間に挟み材料の安定を図る
- ・揚重作業時は「吊り荷の下に労働者を立ち入らせない」ため、カラーコーン等で区画を設置し立入禁止表示を設置《クレーン則 29 条、74 条の 2 および 115 条、基発第 480 号通達》
- ・クレーン周りへの「関係者以外の立入禁止」として区画と表示を行なう《クレーン則 74 条》
- ・角張った荷の楊重にナイロンスリングを使用する場合には角当ての取り付けを徹底する

- ③ 重機区画と誘導者配置の徹底と、作成した作業計画に基づいた確実な安全対策の実施

#### ■ 主な実施事項

- ・重機周りの立入禁止区画設置と後退時等の誘導者による安全誘導の徹底
- ・掘削作業計画時には、地質・近隣調査結果に基づいた手順と安全対策を確実に実施する（2m以上の掘削の場合には地山掘削作業主任者を選任し直接指揮による作用を行なう）
- ・重機作業時は協力会社が作成する「作業計画書」の内容を確認し計画通り実施されているか確認する【移動式クレーン・車両系建設機械（フォークリフト）・コンクリートポンプ車・高所作業車】

### (2) 高温下での作業に伴う災害防止

- ① 健康 KY による健康状態把握と適正配置の実施（空調服着用・初期対応・救急要請のルール厳守）

#### ■ 主な実施事項

- ・健康KYを毎日作業前に実施することで作業員の変化を把握し、メンタルヘルス不調による労働災害防止をする。
- ・高温下での作業では空調服を推奨する。

### ② WBGTに応じた休憩と水分・塩分補給の摂取（熱中症対策の環境整備）

#### ■ 主な実施事項

- ・朝礼等でWBGTを確認し、休憩・水分補給の目安を周知する。
- ・職長が率先して休憩・水分補給の声掛けを行う。

### ③ 声掛けにより注意力低下に伴う事故・災害の防止 熱中症発症時の適切な対応

- ・現場巡視時に声掛けを行い、不注意・危険軽視による災害を防止する。
- ・新規入場者や熱中症の起用歴がある人には特に声掛けを頻繁する。
- ・救急車手配に至らないよう、早期に作業をやめさせる。
- ・体調不良時にはすぐに作業を中断し、休憩する。体調が回復してもその日は帰宅する。

## （３）工事着手前のリスクアセスメント実施と作業手順の順守、変更の場合は再リスク実施

### ① 安全基本３行動『ひと声かけ、現地KY、ひとりKY』実践の定着

#### ■ 主な実施事項

- ・職長・安全衛生責任者による率先した指差呼称の実践と作業員への実施指導
- ・「ひと声かけ」により、省略行動・近道行動等の行動エラーを予防する（組織管理の強化）
- ・指差呼称標識の設置場所を決め、指差呼称により安全確認を確実に実践する
- ・音声標識等を使用して注意喚起する。

### ② 適切な指揮系統（安全衛生責任者・作業主任者・外国人指導員等）による安全管理の強化

#### ■ 主な実施事項

- ・協力会社、職長、作業員に、店社協議会、災防協等にて教育
- ・協力会社の施工体制において重層下請改善に向けた指導（３次以降は届出が必要）
- ・１次協力会社の安全衛生責任者による現場の安全管理  
（巡回時もKYKの確認、安全指示と安全確認（協力会社に委任書面の活用を指導））
- ・作業主任者の選任が必要となる作業では直接指揮により作業を行なう

#### ※選任が必要となる主な作業主任者

- ・足場の組立等作業主任者[安衛則 565]・型枠支保工組立等作業主任者[安衛則 246]
- ・地山の掘削作業主任者[安衛則 359]・土止め支保工作業主任者[安衛則 374]
- ・コンクリート造工作物等の解体等作業主任者[安衛則 517-17]
- ・建築物の鉄骨の組立て等作業主任者[安衛則 517-4]・有機溶剤作業主任者[有機則 19]
- ・特定化学物質作業主任者[特化則 27]・石綿作業主任者[石綿則 19]
- ・酸素欠乏危険作業主任者[酸欠則 11]      ＊その他 22 作業で作業主任者の選任が必要

### ③ 外国人労働者の適正配置、作業中の指導及び作業確認の強化

#### ■ 主な実施事項

- ・協力業者事業主による一人親方・3次業者・外国人就労者に対する安全衛生教育の実施確認
- ・協力会社の職長が自社（再下請負の作業員含む）の新規入場者に対する教育ができるように新規入場者への教育資料を提供し、職長に指導のうえ、実施時には支援等を行なう
- ・新規入場7日以内、未熟練労働者、外国人労働者に対して職長・安全衛生責任者や外国人実習指導員による安全衛生等に関する教育指導が実施されているか確認指導する
  - \*外国人実習生等は日本語が理解されているか確認しておく
- ・社内基準の外国語バージョンを使用して、理解してもらう

#### ④ 化学物質リスクアセスメントによる確実なる低減措置の実践の自律型管理

##### ■ 主な実施事項

- ・持ち込み時物質の確認を行い、化学物質が入った製品は SDS シートの確認と化学物質リスクアセスメントを持込業者に行わせる。
- ・化学物質リスクアセスメントに応じた対策を講じる

### （４）健康及びメンタルヘルスに配慮した安全な職場環境の形成

#### ① 残業時間抑制（４週８休）による心身の健康確保

##### ■ 主な実施事項

- ・計画的な所定休日の取得、及び残業の抑制による長時間労働の改善
- \*長時間労働（過重労働）による疾病の予防及びメンタルヘルス不調の未然防止を図るため、
- ・年間休日取得計画の策定と確実な取得を実施（店社工事部による実施状況の把握とフォローアップ）
  - ・作業所ノー残業デーの設定と実施
  - ・長時間労働者の把握と産業医等の面談フォローの実施を行って下さい。
- 工事部長は、工事部としてバックアップとフォローアップを実施し、作業所長や作業所員が長時間労働をしない体制作りと、未消化休日を取得できる環境づくりに努めて下さい。
- また、作業所の運営は、作業所長の方針で変わります。強いリーダーシップで作業所の時短と休暇取得に取組みましょう。

#### ② 「健康経営宣言」に基づく快適な職場環境の整備（業務時間内禁煙・女性用トイレの設置等）

##### ■ 主な実施事項

- ・仮設計画時に快適な職場環境を考えて計画する。
- ・職場改善実施事項で決めた事項を確実に実施する。

#### ③ 高齢作業員及び若年未熟練者の適正配置と作業内容の確認

##### ■ 主な実施事項

- ・現地K Yで高齢者の作業の確認と配置の確認を行う
- ・現場巡視時に適正配置の確認と指導

#### ④ 法令違反の防止（法令順守の指導・「万が一の場合」の報告の徹底）

##### ■ 主な実施事項

- ・労災隠しを絶対にしない、させない
- ・安衛法の基づく現場管理の徹底

## 5. 全社安全衛生管理計画書の月間管理項目のポイント

### 8月) 快適な作業環境の整備

- ①酸素欠乏症対策としてピット内作業等では、事前に測定装置を用い酸素濃度が18%以上、かつ硫化水素濃度が10ppm以下であることを確認する。
- 基準に達しない場合であっても、送風機等により換気を行い安全の確認をする。
- 作業にあたっては作業主任者の直接指揮により特別教育の修了者を作業に就かせる。
- (特に地下ピット、マンホール内部での作業は注意すること)
- ②熱中症対策として以下の対応を行う。
- ・屋外での日よけ屋根の設置。
  - ・作業場所への大型扇風機、送風機等の設置。
  - ・作業内容により休憩回数を増やす。
  - ・熱中症予防チェックシートを用いて始業前の体調確認と水分・塩分摂取の確認をする。
  - ・休憩所へ冷房設備の設置。
- (熱中症は高温でなくても〈気温25度程度〉湿度が高い場合には発生することがあるので注意を要する)
- ・作業員に対し熱中症について教育を実施し、自己の体調管理を行ってもらう。
  - ・空調服の着用を励行し、発症リスクの低減を図る。
- ③視環境について
- ・残業時の照明を設置する。
  - ・屋内通路、地下室等へは適切な照明を設置する。
- (地下からの避難通路を明確にし、非常用照明の設置を検討する。また懐中電灯・ヘッドライト等を設置または携帯する。)
- ・作業状況により、照度に影響がでる場合は、早めに仮設照明を設置する。
- ④騒音対策について
- ・低騒音型機械を使用する。
  - ・作業時間帯、作業工程を確認する。
  - ・必要に応じ防音シート、防音パネル等の設置を検討する。
- ⑤ 終業時の清掃と日常の整理整頓により、作業空間、安全通路を確保する。
- ⑥休憩所、洗面所、トイレ、作業所出入り口等、共同の設備については当番を決め清掃を行い、常に清潔に保つ。 また、洗面所には給湯設備を設け洗面設備の改善を行う。
- ⑦休憩所の分煙、女子用の更衣室(施錠可能)とトイレの設置についても検討する。
- ⑧作業開始前点検の必要な作業、設備は確実に点検を行う。また、不具合がある場合は是正を行い、安全を確保してから作業にかかる。

⑨電気取扱い時の感電に注意する。また、定期的な電動工具類の絶縁状況を点検する。

⑩通勤時の交通事故（通勤災害、業務災害）等に注意する。